

平成30年度 第1回 千代田区景観まちづくり審議会 会議録

日 時：平成30年11月2日（金）午前9時30分～午前11時43分

会 場：千代田区役所8階 第1委員会室

出席委員：西村幸夫（会長） 大江新（副会長） 鈴木伸治 中津秀之
伊藤香織 三友奈々 坂本真一 重松真理子 内河英臣 樋口郁子
石田勝彦 飯島和子 小枝すみ子 嶋崎秀彦 たかざわ秀行
（敬称略）

出席区職員：保科環境まちづくり部長 大森まちづくり担当部長

印出井景観・都市計画課長 中村景観指導係長

配付資料：平成30年度第1回千代田区景観まちづくり審議会 次第

第11期 千代田区景観まちづくり審議会 委員名簿

座席表

景観行政団体に向けた協議状況及び手続きについて

平成29年度 景観事前協議・届出の状況について

景観まちづくり重要物件（九段会館）について

景観まちづくり重要物件（お茶の水橋）について

九段南一丁目プロジェクト 景観審議会資料

1. 開会

【印出井景観・都市計画課長】

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、千代田区景観まちづくり審議会を開催いたしたいと思えます。

私、事務局の千代田区景観・都市計画課長の印出井でございます。よろしくお願いを申し上げます。

本日は、新たな任期の委員を、ご委嘱を申し上げる初めての会議でございます。会議の開催に先立ちまして、委嘱状の交付を行わせていただきたいと思いますけれども、本来であれば、区長から委嘱状の交付という形でさせていただくところでございますけれども、今回、あらかじめ委員の皆様の席上に委嘱状を配付させていただきました。机上配付をもって委嘱とさせていただきますので、ご了承をお願い申し上げます。

それでは、新たな任期の初めに当たりまして、景観審議会の所管部長でございます千代田区大森まちづくり担当部長よりご挨拶を申し上げます。

【大森まちづくり担当部長】

まちづくり担当部長の大森でございます。おはようございます。千代田区景観まちづくり審議会第11期の発足に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

千代田区の景観まちづくり審議会は、平成10年に発足して20年余り重ねてまいりました。良好な景観は国民共通の資産という基本理念のもと、平成16年には景観法が施行され、千代田区においても地方公共団体としての責務を果たすべく、区民・事業者を初めとする多くの関係者との対話と協働のもと、風格ある都市景観の創出に努めてまいりました。

近年、首都東京の中心である千代田区の景観まちづくりに対して、多くの方々から関心

を寄せられており、さまざまに注目を集めているところでございます。

一方、都市生活や都市活動を営む、さまざまな人々の価値観が多様に変化していく中で、良好な都市景観への取組をしっかりと進めるためには、本来、基礎的自治体の役割である景観行政団体への移行が必須であると思っております。そうした観点から、その景観行政団体への移行、これを着実に進めていきたいと考えております。

そうしたさまざまな状況の中、都市を形づくる上で大変重要な景観まちづくりについて、これから一層この本審議会が中心となって牽引していくということになると思っております。委員の皆様からは十分にご議論とともに、多様で忌憚のないご意見を頂戴したいと思っております。

今後とも地域特性に配慮しつつ、まちの価値を高める景観形成に向けて、皆様とともに取り組んでまいりたいと思いますので、引き続き、ご支援、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

【印出井景観・都市計画課長】

はい。ありがとうございました。

続きまして、今回は改選後初めての審議会ということでございます。初めに、お手元に資料として名簿をお配りしてございますけれども、この順番に沿いまして皆様をご紹介させていただきたいと思っております。私のほうで名簿順にお名前をお呼び申し上げますので、ご起立いただければと存じます。

まず、識見を有する委員の方から、西村先生でございます。

【西村委員】

西村です。よろしくお願いします。

【印出井景観・都市計画課長】

続きまして、大江先生でございます。

【大江委員】

大江です。よろしくお願いします。

【印出井景観・都市計画課長】

本日、鈴木先生は少し遅れてくるということで、横浜市立大学の鈴木伸治先生でございます。

それから、続きまして、中津先生。

【中津委員】

中津です。よろしくお願いします。

【印出井景観・都市計画課長】

また、本日、次の池邊先生ですけれども、ご欠席との連絡をいただいております。千葉大学の池邊先生でございます。

引き続きまして、伊藤先生。

【伊藤委員】

伊藤です。よろしくお願いします。

【印出井景観・都市計画課長】

続きまして、今期から学識の委員として新たにご就任をいただきました、日本大学の三友先生でございます。

【三友委員】

三友と申します。よろしくお願いいたします。

【印出井景観・都市計画課長】

はい。ありがとうございます。

引き続きまして、関係団体ということで、環境省皇居外苑管理事務所の坂本様でございます。

【坂本委員】

坂本です。よろしくお願いいたします。

【印出井景観・都市計画課長】

続きまして、一般社団法人不動産協会から重松様でございます。

【重松委員】

重松でございます。よろしくお願いいたします。

【印出井景観・都市計画課長】

続きまして、公募の区民の委員の方ということでございます。

今回から新たに委員にご就任をいただきました、内河様でございます。

【内河委員】

よろしくお願いいたします。

【印出井景観・都市計画課長】

同じく、樋口様でございます。

【樋口委員】

樋口です。よろしくお願いいたします。

【印出井景観・都市計画課長】

前期から引き続き、石田様でございます。

【石田委員】

石田でございます。よろしくお願いいたします。

【印出井景観・都市計画課長】

本日は、区民委員の大島様については、ご欠席とのご連絡をいただいております。
続きまして、区議会議員からの委員でございます。
名簿の順に沿いまして、飯島議員でございます。

【飯島委員】

飯島です。よろしくお願いいたします。

【印出井景観・都市計画課長】

小枝議員でございます。

【小枝委員】

小枝です。よろしくお願いいたします。

【印出井景観・都市計画課長】

嶋崎議員でございます。

【嶋崎委員】

嶋崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【印出井景観・都市計画課長】

たかざわ議員でございます。

【たかざわ委員】

たかざわでございます。よろしくお願いいたします。

【印出井景観・都市計画課長】

はい。

先ほどお名前だけご紹介申し上げましたけれども、ただいま、横浜市立大学の鈴木先生でございます。

【鈴木委員】

鈴木です。よろしくお願いいたします。

【印出井景観・都市計画課長】

続きまして、区側の幹事でございますけれども、環境まちづくり部長、保科でございます。

【保科環境まちづくり部長】

保科でございます。よろしくお願いいたします。

【印出井景観・都市計画課長】

先ほどご挨拶申し上げました、景観所管担当部長でございます大森でございます。

【大森まちづくり担当部長】

大森です。よろしくお願いいたします。

【印出井景観・都市計画課長】

本日、公務出張による欠席でございますが、そのほか幹事として、環境まちづくり総務課長、佐藤と、地域まちづくり課長、同じ佐藤でございますが2人で、私が庶務、事務局の印出井でございます。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、以上で委嘱状の交付とご紹介ということで、ここから会議を進めさせていただきたいと思っております。

まず本日の出席状況でございますけれども、あらかじめご欠席のご連絡をいただいている委員の方等も含めまして、ただいま17名中15名の委員にご出席を賜っておりますので、この審議会の条例の施行規則に基づきます定足数、過半数に達しておりますので審議会は成立しておるということを確認させていただきたいと思います。

続きまして、景観まちづくり条例施行規則18条で、会長・副会長の選出を行いたいと存じますが、規則では委員の互選ということになっておりますが、委員の皆様からのご推薦あるいは事務局から提案ということでいかがでございますでしょうか。事務局からの提案ということでよろしゅうございますでしょうか。

※全委員了承

【印出井景観・都市計画課長】

それでは、事務局からの提案ということでご提案をさせていただきます。

事務局といたしましては、発足以来、当審議会の会長をお願いしております、また、後ほどご報告を申し上げますけれど、今、千代田区の景観行政は節目にございます、その中で引き続き、前期から引き続き西村委員に会長をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。

※全委員異議なし

【印出井景観・都市計画課長】

はい。それでは、ご異議がないということでございますので、西村先生に会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、副会長につきましても互選ということでございますけれども、同様に私どもから提案をさせていただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

※全委員了承

【印出井景観・都市計画課長】

はい。それでは、副会長につきましても、引き続き大江委員をお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

※全委員異議なし

【印出井景観・都市計画課長】

はい。ご異議がないということでご了承を賜りました。西村会長、大江副会長、よろしく願いをいたします。

では、そういう形でよろしくお願いします。

ここで傍聴者が、申し出が1名ございまして、いらっしゃっていますね。ということなので、ここで入場をお願いしますので、少々お待ちいただけますでしょうか。

※傍聴者入室

【西村会長】

印出井さん、お座りになってください。どうぞ。

【印出井景観・都市計画課長】

はい。ありがとうございます。では、座って進行させていただきます。

まず、議事進行に入る前に配付資料の確認でございますけれども、お手元には、常備の資料としてオレンジ色のファイルがありますので、これは本日の机上資料ということで、会議終了後、机上に置いていただければと思います。関係のマニュアルですとかガイドライン等々が入っております。

それ以外の机上資料でございますけれども、まず、1枚、次第ということで本日の進行次第が1枚ございます。

資料1ということで、第11期の先ほどご紹介申し上げました委員名簿ということでございます。

それから、資料2ということで座席表。

資料3が、景観行政団体に向けた協議状況及び手続きについてという資料です。

それから、次に、昨年度、平成29年度の景観事前協議・届出の状況についての資料がございます。

それから、本日ご報告の案件でございますけれども、景観まちづくり重要物件2件、九段会館についてというのが資料5と。

資料6が、同じく重要物件のお茶の水橋ということでございます。

それから、A3の附属資料ということで、今回の報告案件の九段会館の関係資料ということで、事業者さんから「九段南一丁目プロジェクト 景観審議会資料」ということでお配りを申し上げますが、ございますでしょうか。何か不足があれば。よろしいでしょうか。

※不足等なし

【印出井景観・都市計画課長】

はい。ということで、以上で資料を確認させていただきたいと思います。

それから、傍聴者の方についても、今日お配りの資料につきましては、これは会議運用上、お手元に置いてお帰りをいただきたいということで申し上げます。

それでは、これからは西村会長に議事進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

【西村会長】

それでは、改めまして、11期、よろしくお願いいたします。西村です。

先ほど配られていた机上に常備してある審議会の委員資料がありましたけれど、見ましたら、私、これの全ての作成に関わっているの、随分長いことやっていると思っております。

先ほどお話がありましたように、景観行政団体に千代田区は移行する協議が進んでいるわけですが、景観法ができて、東京都が景観行政団体になって条例を施行するときに、千代田区は先行していろいろな活動をやっていたわけですね。それに当たってどういうふうに分けをするかということで、かなり東京都のメンバーと当時きちんと議論して、区がやるべきことと都がやるべきことをきちんと分けをして、それぞれがやりましょうというような議論をした、その場におりましたものですから、その意味で言うと、今非常に重要な時期に、少し長くなりますけれども、引き続き会長職を続けて、こうした全体の円滑な景観行政団体への移行を見守っていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

この審議会は非常にユニークな仕組みを持っておりまして、傍聴者の皆さん方にも意見表明の機会を設けております。お席に用意してある用紙で、各審議案件の終了時まで意見の要旨をまとめていただき、事務局に提出していただければ、内容により、私のほうで要旨を読み上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の審議会は12時前に終わるという予定ですので、円滑な議事進行によりよろしくお願いいたします。

2. 審議事項

(1) 景観行政団体移行に伴う協議の状況について

【西村会長】

それでは、次第に沿って議事の審議に入りたいと思います。

審議事項は一つですけれども、景観行政団体移行に伴う協議の状況についてということです。

事務局より説明をよろしくお願いいたします。

【印出井景観・都市計画課長】

会長、事務局でございます。

それでは、後ほど資料の説明は担当から申し上げますけれども、私から、1件目の景観行政団体の移行に向けた協議の状況についてということで、概括的にご報告を申し上げます。

今ほど会長からもございましたけれども、景観法は、広域行政団体が景観行政の主体を担う景観行政団体というような、立て付けとしてはそういうような立て付けをとりながらも、基礎自治体が景観行政を担うということで、計画等々、条件を整えて協議をすれば、同意なく景観行政団体、景観行政の主たる担い手になれるというような構造になってございまして、長らく千代田区としても景観行政団体の移行に向けて意思を示し、東京都と協議を進めてきたところでございます。ただ、これまでなかなか、東京都との関係の中で、事前協議の段階までさまざまに積み上げてきているのですが、その次の段階、本格的な協議に移れないという状況が長らく続いてございました。

この間、当景観協議会の学識の先生方で構成される小委員会等を設けながら、さまざま

にご意見を賜りながら、区としての考え方、方向性をまとめて、昨年度、ですので年で言えば今年の3月に、景観法に基づく関係の必要な形式要件を整えて、東京都に提出させていただいたところ、それを受理し、それに対して回答が返ってきたと。いわゆるこれまで事前協議の段階から本格的な協議に移ったというような状況になってございます。ただ、やはり広域的な都市計画、東京都市計画というようなエリアにおける広域的景観行政と千代田区の景観行政との間の、いわゆる連携・調整の部分ということについては、まだ今後も具体的にはさまざまな運用上の課題も残っているかと思います。

ただ、いずれにしましても、少し状況としては一つ先に進める状況になってきているというような状況もございますので、今回は、今後、具体的にどういう日程で進めるのかについて、まだはっきりはしておりませんが、経過をご報告申し上げて、景観審議会からご意見を賜って、今後の協議に向けて、私どもとしても参考にさせていただきたいということでございます。

それでは、担当から資料に基づきまして説明をさせていただきます。

【中村景観指導係長】

それでは、お手元の資料3、景観行政団体移行に伴う協議の状況及び手続きについてという紙で説明をさせていただきたいと思います。

まず、この話ですが、平成23年度の第2回審議会において審議させていただき、東京都と協議を行って以来の話になります。なぜ今お話をさせていただくかというと、今、印出井からお話があったように、東京都との協議が、進展が見られてきましたので、また、協議も具体的に進んでまいっているため、この機会にお話をしてお意見をいただきたいと思います。

23年にお話をして以来の話なので、それから委員の方々もほとんどかわっているため、そもそも景観行政団体とはということも含め、説明をさせていただきます。ただ、質疑の時間もございますので、概要のみ、なるべく早く説明したいと思います。

早速、資料3をご覧ください。1番の経緯の(1)、検討した経緯をご覧ください。

景観行政団体とはまず何かと申しますと、平成16年に施行された景観法という法律の中では、景観行政を担う主体ということが示されています。千代田区においても、景観法によらない自主条例による景観行政を平成10年から行ってきていますが、景観法が施行され、青い下の枠の中になります。景観行政は基礎的自治体が行うことが望ましいということで、千代田区においても東京都と協議、このときにはまだ同意することで景観行政団体に移行するというところについて検討を始めております。

(2)の法の枠組みによる運用の意義ですが、まず景観法の仕組みを活用することで、これまで行っている以上に、まず①、「地域特性をふまえた区の魅力をあげる景観形成を推進」することができる、ということがあります。これは例えば区内をもっと景観特性に応じた細分化したり、その中でも重点的な部分を定め、さまざまな施策をとることが可能になります。

②番の「区民・事業者にわかりやすい仕組みにすること」というのがありますが、現在は東京都が行政団体で、区は自主条例で運用しているため、事業者にとっては二重の協議、届出が必要になっておりますが、その部分が全てではありませんが、解消できるようになります。

また、③、「区と区民等の協働した積極的な景観づくりを推進する」ことができる、ということで、主にはこれ以上のことを進めることが可能となります。

また、景観法の中には各制度が設けられているようになっておりまして、例えば景観計

画を策定して、その中に規制等を盛り込むことや、さまざまな景観に関する施策を行うことが可能となり、現在、自主条例で行っていることを法による強制力を持たせることが可能になります。

1枚めくっていただいて、別紙1という紙になりますが、2番の「景観行政団体とは」というところの5個目の丸ですね。東京都ではこれまで25自治体、23区中だと19区、25市中だと6市が景観行政団体となっております。この景観行政団体の移行については、先ほどもお話ししたように、東京都と協議することでその移行が可能になります。

次に、(3)東京都との協議の経緯ですが、まず、先ほどからお話ししているように、平成16年に景観法が施行されて、千代田区もその準備を進めて、平成20年度第1回景観まちづくり審議会において、東京都との協議を始めることについて初めて伝えて、協議を開始しました。ただ、22年に東京都が「皇居周辺の風格ある景観誘導」という独自の考えを条例で定めたのをきっかけで協議内容に変更が生じたことや、あと23年に景観法が改正され、それまで必要だった都道府県の同意が不要となったこともあって、景観審や小委員会等、再度、内容の変更をお話しした上で、協議を、23年度、24年度から改めて行うことになりました。その後、29年までの間、東京都との考えとか、区の考えのすり合わせだとか、あと役割分担などの話の上、平成29年度末に概ね区としては東京都との事前協議は終了したとの考え等をまとめて、東京都に対して要綱に基づく「協議書」の提出を行いました。これが一番下のところになります。それで、回答として、東京都からは、平成30年8月に景観計画の改定を予定しているので、それに合わせて協議を行うようにとの要請がありました。

その後、東京都と事務レベルで協議を行って、裏面の次のページの2番、景観行政団体移行に向けた今後の法的な手続き等についてということで、現在、協議終了に向けて積極的に協議を行っているところです。今後、協議の終了通知が東京都から送付されるのを待って「公示」、その後、この後お話しさせていただきますが、関係する条例等の審議、議決を経て景観行政団体への移行をしたいと考えております。

次に、(2)条例及び条例規則の制定ということで、今お話ししましたように、実は景観行政団体に移行すると、初めて景観計画を策定することができるようになります。これまでも東京都と協議のために計画としてはつくってきているのですが、それを外向けに初めて出せることになりまして、そのために公聴会や住民の意見を聞く等の必要な措置をとることができるようになります。簡単に言ってしまうと、景観行政団体になってすぐには千代田区の景観計画は存在していないことを意味してしまっていて、そのため景観計画をつくるにはしっかりした考えを持って、しっかりした方針や方法を住民等に示しながら策定していかないといけないという内容だとか、景観計画が策定されるまでの間は、東京都の景観計画を運用して引き継がないといけないということなどを盛り込んだものがないということで、そのために、(2)の「次の3点の事項を条例や規則（つなぎ条例）で定める必要がある」ということになっています。

それで、別紙3を見ていただきたいのですが、東京都のところの短いオレンジの線がありますが、これは、本来だったら、千代田区の協議がなければ、ずっと東京都が持っていることになります。ただ、今回、千代田区が協議して、上の矢印がありますが、東京都の事務を引き継がないといけないということで、つなぎ条例というものを一度、景観行政団体に移行されるタイミングでは、その引き継ぐというところを施行しないといけません。ただ、その後に景観計画を策定しますので、今、千代田区は自主条例を持っていますので、今度は緑の線になりますが、自主条例とそのつなぎ条例を合わせて景観計画が施行されたときには一緒に条例として、法に基づく条例として施行するという、そういう流れになり

ます。

もう一度、1枚目、資料3の裏面の2番になりますが、この一番下の、条例になりますので、この条例については、区議会での審議と、あと議決をお願いする予定にしております。

(3)には、仮に景観行政団体に移行したという想定ですと、その後、千代田区の独自の景観計画を策定していかないといけないということで、これまでも東京都と協議しているものというのは景観計画があるのですが、それをたたき台として、今後、地域や事業者等の参画を得て策定の手続を進めたいと考えています。今後、この審議会の中でも、その内容だとか運用の仕方、方法、あと周知の仕方も含めてご審議させていただく予定にしております。

以上、これまでの経緯と今の状況についてご説明をさせていただきました。

【印出井景観・都市計画課長】

ご説明は以上でございます。

【西村会長】

ありがとうございます。

それでは、ここからご質問、ご意見を承りたいと思います。挙手をしていただきたいと思います。

どうぞ、嶋崎委員、お願いします。

【嶋崎委員】

ようやくここまで来たかというのが感想でございます。区議会としてもずっとこのことは注視してまいりましたけれども、なかなか東京都との交渉というか話し合いが進まなかった。これを見ていただくとわかるとおり、23区中19区がもう既にこの団体に移行している中で、何でうちがなかなか進まないのかというのは区議会でもいろいろと議論してきました。やはり千代田区というのは、いろいろな影響力を私は持つんだと思っております。都心の、やはりこの中心の中で、千代田区をやはりそこを団体にすると、ほかの東京都全体にやはり影響力があるんだろう、そういう意識の中で多分いろいろと交渉がされたんだろうと思いますけれども、とにかくよかったというのが感想であります。会長も本当にご苦労さまでございました。引き続きよろしくお願いいたします。

それで、なかなか先が見えないと思うのですが、スケジュール感とか、それから時間軸とか、これから2年後には東京オリンピック・パラリンピックが開催されて、ちょうどいい私はいいい時期だと思っていますし、そのぐらいのところでいくのか、まだまだそれよりも時間がかかるのか、今のところで、おわりのところだけご説明いただければありがたいと思います。

【西村会長】

審議されるのは区議会議員の皆さんですけれども、事務局としての想定しているスケジュールがあればお願いします。

【印出井景観・都市計画課長】

事務局でございます。

今ご質問をいただきましたスケジュール感ということでございますけれども、先ほど担当から説明させていただきました別紙3というものがございます。こちらですけれども、

少しわかりにくいというようなことがあるかと思います。というのは、広域団体から基礎自治体に事務を引き継ぐという過程の中で少しわかりにくいのが、やはり引き継いで、区が景観行政団体になった瞬間には景観計画を持っていないというようなことになっておりますので、その瞬間からは都の計画を一時期、空白期間を引き継ぐというようなことになっていまして、それを担保する経過措置的な条例がまず必要になってきます。

それで、その次に、区としてもしっかりと区議会のご意見を聞き、パブリックコメントなどを踏まえて、区としてしっかりと景観計画を策定すると。策定した後に抜本的に景観まちづくり条例を変えるというような形になります。まず景観行政団体に移行しますよという公示があつて、経過措置の条例があつて、計画をつくって、それに基づいて抜本的に条例改正ということで、かなり節目があるのかと思います。ですので、今の段階ではそういう段取りだということについてはお示しをできる、そういう順番でいきますよというのは別紙3でお示しができるのですけれども、私のほうが、例えば今この瞬間、景観行政団体の移行は来年4月を目指しますとかというようなはっきりしたことはなかなか申し上げられないのですけれども、本件については、やはりさまざまな区民・事業者等にも影響があるようなことですので、それはある程度、年度の節目としてわかりやすい時期、それから、区議会に条例等をお諮りする時期、その辺りをにらみながら、今後、スケジュールがある程度固まってきた段階で、当審議会並びに区議会にもご報告をしながら進めてまいりたいということで、少し明確には申し上げられないのですけれども、そんな形になっております。

ただ、やはり期間としましては、この経過措置の期間から最終的に区としての条例・計画法を持つまでの間に、概ね2カ年ぐらいはかかるのかと考えております。できるだけその期間をコンパクトに、都との積み残しの協議も含めて調整しながら、景観審にもお諮りしながら、議会にもご報告しながら進めてまいりたいのですけれども、そのような全体のスパンのイメージは持っています。

以上でございます。

【西村会長】

はい。

いかがでしょうか。

【嶋崎委員】

区議会の責務は大きいと思うのですけれども、そういう中で、逐一、そこら辺は当審議会に報告も当然ですけれども、区議会にも逐一、そこら辺の詳細なことは情報提供していただければ、我々もしっかりと審議してまいりたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

【西村会長】

ありがとうございます。

いかがでしょうか。別紙3に縦の線が引いてあるのが大体年度の区切りのようなイメージだということですね。はい。いかがでしょうか。

小枝委員、お願いします。

【小枝委員】

いろいろご苦勞いただいて、ありがとうございます。ただ、心配なこともありまして、

資料3の協議状況・手続きという年表的な振り返りの流れの中で見ていただくとわかるように、平成22年のところで、東京都は「皇居周辺の風格ある景観誘導」ということで、かなり踏み出したところがあります。こうして見ていると、幾つかのところでは結構何でも差し戻しのような形でやった事例もあるようです。そうすると、千代田区という小ぶりの自治体になると、何とかなるだろうというか、その持ちこたえられるのかと、両方合わせて、これは今、皇居の中を歩いてもらおうとわかるのですけれども、おびただしいものが、梅林坂をおりるときとか、皆見えているわけですね。それで、全部は無理にしても、その中で東京都は視点場を設けて、眺望点から見えるものを何とか適正なものにしていこうという力を発揮してきたと思うのです。

質問と提案というか、基本は質問ですけれども、この平成30年度のところで、東京都の景観計画改定と書いてありますけれども、ここは、例えば何をどう変えたのかということと、そういった体制、つまり千代田区の場合はほとんど本社機能、大きなパワーを持つ大きな企業との兼ね合いで交渉していかなければならないということを考えると、なかなか、なあなあ、まあまあというわけにはいかないところがあるのですけれども、それができるような指導力が発揮できる体制にあるのかということが一つ心配がありますので、今までの状況、東京都がやってきたこと、千代田区がやってきたこと、さらに、決して規制ではなくて誘導もあると思うんですね。そういうことが本当に適正に行われていけるだけの力が持ち得るのかということでは自分にも問われることなので、行政にだけ聞くのは失礼かもしれないのですけれども、お答えをいただいております。

それから、区民の方たちが景観行政団体になるのであればということで強く言われていることとしては、これはある意味簡易なことですけれども、今、繁華街的なところに至ると、もう、色についてさえ何の指導もできないと言われているのです。真っ赤な看板ができて、何の指導もできない。そういうふうなことについては、景観行政団体になれば、もっと、色の指導ぐらい、看板の指導ぐらいはしっかりできるようにしてほしいと言われているのですけれども、少し大きなことと細かいことを言いましたけれども、いかがでしょうか。

【西村会長】

どうぞ。3点ほどありました。

【印出井景観・都市計画課長】

はい。事務局でございます。

まず最初に、東京都の景観計画の改定の主なものにつきましては、夜間景観ということについてこれまで盛り込んでいなかったということがございますので、夜の照明とかライトアップとか、そういうところが主な計画の改定点になるのかと認識しています。

それから、今後、区が景観行政団体になるということで、景観法に基づく手続も区がするということについての体制のご質問かと思います。

これにつきましては、先ほど来ございました、区としては、まさに景観法に先駆けて景観行政に取り組んでいるというような状況で、自主条例に基づきまして、別紙3にございますように、届出対象としては、高さ10メートル以上のものについて景観指導を行ってきたという経緯がございます。さらに、大規模な物件については、当景観審にお諮りをして議論してきたということがありますので、届出の事務的な総体のボリュームは変わらないというように認識しています。それが今までは条例に基づく指導ということだったので、条例プラス景観法に基づく指導、場合によっては勧告とかも含めた形になる

ので、手続的なボリューム感としては変わらない。後ろ盾となるようなものとして景観法に基づく景観行政団体としての指導ということで重みが増すことを考えております。

それから、東京都との役割分担でございますけれども、東京都が皇居周辺という中で主に機能を発揮してきたのは、いわゆる開発諸制度と言われる都市計画制度、あるいは建築基準法に基づく総合設計に基づくようなものについての事前協議というところでさまざまな形で指導してきたのかと思います。

それについては、並行して、区としても当然、都がそういう事前協議をするので、区はやらないよということではなくて、区は区として区の役割、都の役割を認識しながら、これまで指導してきた、景観審にもお諮りしてきたという経緯がございます。都の事前協議の部分というのは今後も自主条例として残りますので、その部分は、先ほど担当から説明したときに、広域景観行政主体の都と区の役割分担の中で少しすり合わせをしなければいけないのはまだ残りますがという説明を少ししたかと思うのですけれども、その部分になっておりまして、それについては今後もしっかり都と区の役割分担について相互補完、相互連携を図りながら進めてまいりたいと思います。ただし、それについても、これまで東京都が自主条例で大規模物件については事前協議をし、最終的な景観法に基づく届出も東京都が受けていたわけですが、最終的に景観法に基づく届出は、今後はそういう諸制度を使うものについても区が受けることになります。ですので、これまで以上に区としては役割が重くなるということで、件数という意味では変わらないのですけれども、確かにおっしゃるとおり重みがある景観法に基づく指導については、さまざま今後の体制の中でも課題としては認識しております。

それからもう一つ、屋外広告物についてですけれども、屋外広告物についても、今後の景観まちづくり条例の抜本改正の中で、あるいはその運用の中で射程として広げるということも念頭に置いてございます。ただ、こちらについては、確かにこれまでも任意の中でさまざまな事前協議をしてきたところでございますけれども、制度に落とし込んだときには、もしかするとこの屋外広告物の守備範囲を広げることで事務量に相当影響を及ぼすようなことも想定されるので、それについては、先ほどスケジュール感が2年になるかと、少し煮え切らないご説明をしたのですけれども、その部分も含めて、スケジュール感あるいは体制、それはやはり課題だろうと思っております。屋外広告物について守備範囲を広げるかどうかについても、今後の景観計画の踏み込んだ議論の中で、当審議会にもお諮りしながら、議会にもご報告しながら今後詰めてまいりたいと思っております。

【西村会長】

ありがとうございます。つまり作業量が増えるかどうかを今後シミュレーションしていただいて、それは多分、人を増やすとか、さまざまな体制に関わってくるので、そのところはまだ現時点では断言できないということですね。はい。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。この方向でいろいろ努力していただくということに関しては、皆さん一致して賛成だと思いますので、今の方向で進んでいくということによろしいでしょうか。

どうぞ、よろしくお願いします。

【重松委員】

不動産協会の重松です。

今ご説明いただいたように、ある種、二重で行われていた手続が、今回、区民にとっても事業者にとってもわかりやすい仕組みになるということでの取組だと理解していますの

で、この方向でということだと思います。

ただ、まさに今、印出井課長からもお話しいただきましたように、特に高度化するエリアの多い千代田区内では大規模建築物がかなり多いと思いますので、その事前協議が引き継ぎ都の条例の中で残って、法定の届出対象者が、今まではある種同じ東京都だったところが区のほうになることに関する、そこでの十分な整合性を図られることについては期待しますということと、かえって複雑にならないようなところは事業者側としても非常に期待して、一緒に審議を進めていきたいと思っております。

【西村会長】

ありがとうございます。

いずれにしても二重行政の部分が若干残るので、そのところをうまくすり合わせていただきたいということだと思います。よろしいでしょうか。

※全委員了承

【西村会長】

はい。ありがとうございます。

3. 報告事項

(1) 平成29年度 景観事前協議・届出の状況について

【西村会長】

それでは、次の議題に移りたいと思います。

次は、報告事項の1番目、平成29年度景観事前協議・届出の状況についてということで、事務局から説明をよろしくお願いします。

【印出井景観・都市計画課長】

はい。これは毎年度、定例の景観の事前協議の状況・届出の状況についてでございますので、資料に基づいて担当からご説明申し上げます。

【中村景観指導係長】

それでは、資料4をご覧ください。事務局から、平成29年度の景観事前協議・届出状況について簡単に説明させていただきます。

まず、1ページ目です。届出件数ということで、(1)種類別届出件数になります。

29年度の届出件数としては、延べ件数として258件。これは昨年度と比較しまして1割程度増加しております。内訳としては、「その他」の項目が最も多く、特に屋外広告物の届出が多く、届出の半数の約61%を占めております。

次に、2ページ目になります。これは地域別の届出件数ということになっておりまして、図3をご覧ください。届出件数としては、美観地域、こちらが、皇居だとか大手町・丸の内、日比谷などのエリアで最も多く60%、次いで神田地域が34%、麹町地域が6%になっております。

次に、3ページ目は、これを界限別という景観の仕組みの中で届出件数としてまとめております。

次の4ページをめくっていただきたいのですが、これは地域別の中でどのような種類の

届出なのかを割合に示したものになっております。図6ですが、地域別・種別届出件数割合をご覧くださいと思います。美観地区は、先ほどお話ししたように屋外広告物が一番多いのに比べて、麴町と神田地域は中高層の届出が53%、68%と、一番多くなっております。

続いて、最後の5ページに、これは参考としておつけしているのですが、これまでの事前協議会推移や届出件数を年数ごとに線グラフで示したものになっています。図9をご覧ください。それぞれの点・線で示しておりまして、白い三角形の線が大規模、白丸の部分が中規模、バツテンの線が工作物等の平均の事前協議回数の推移を示しております。白三角の点の色は大規模建築物になりますが、この大規模とは敷地が500平米、また延べ面積で3,000平米以上の物件で、27年、28年は若干下がっていましたが、29年度は大幅に増えておりまして、平均回数としても10回程度行っている結果になっております。要因としては、前の年度からずっと長い期間協議して、29年度にその回数がたまたま多くなっているということで、別段すごく増えている感覚は、事務局はございません。

以上、報告は終了します。

【西村会長】

はい。ありがとうございます。

この件に関しまして、ご質問、ご意見があればお願いしたいと思いますけれど。

今、最後のは、その増えている実感がないと言うけれど、すごく増えていますよね。これは。

【中村景観指導係長】

はい。協議回数としては、前の年度、届出をされたものの協議回数なので、前の年度からずっと積み重なっているものもあるのですね。ですので、今回それがたまたまこのときに出てきているということで、その回数が10回になっているということです。

【西村会長】

累積しているわけですね。

【中村景観指導係長】

そうですね。これは算定の仕方にもよると思いますけれど、今回はずっと踏襲したものの計算でこういう10回という数字が出てきています。

【西村会長】

はい。

どうぞ、よろしく。

【中津委員】

ご報告ありがとうございます。非常に件数が増えてくることに関して、行政としても非常に窓口対応とかが大変なのではないかと思って。日々の業務、お疲れさまです。

ちょっと気になったのが、3ページの過去3年間のこの届出件数の表。このエリアをこうして表にするとき、できれば、ざっくりでいいので、面積とかが出ていれば比較しやすいという気がしているので、よろしく願いしますというのが一つ。

それと、これはあまり数字的には目立っていないのですが、神保町・三崎町エリアが、

28年度から29年度にかけて約3倍以上になっているのが気になるのですが、この辺り、内容的にどういうものが増えたか、もしご存じでしたら、ざっくりとでいいのですが、お知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【西村会長】

わかりますか。

【中村景観指導係長】

中規模の事務所だとか、多分ホテルだとかがその近辺で増えているということだと思います。

【中津委員】

そうですか。この辺り、ちょくちょく学生を連れて歩いたりすることがあるので、実は結構心配しているというか、今後、この辺りにどんどん景観上あまりよくないかというか、人の定着の仕方とか、その辺り、もう少しこの辺りは考えたほうがいいかと思っているエリアなので、何かこういう場所的には、ついつい皇居の周りとか大手町とか日比谷とか目立つところに目が行きがちですけど、そういうところで働く人の居住エリアとしてのこういう場所、これからもっと力を入れて全体的な20年後を見越してのビジョンみたいなもの、区全体のバランス、その辺りをもうちょっと具体的にやっていければいいかという感想です。

以上です。

【西村会長】

どうぞ。

【印出井景観・都市計画課長】

会長、感想ということですが、関連してコメントさせていただければと思います。

ただいまの中津先生からのご指摘は、景観的な面からのご指摘ではあるのですが、一方で多分、都市計画的な課題ということもあるのかと思っております。今、千代田区では足かけ3年間、都市計画マスタープランの改定を検討しております。その中で、やはりこれまで20年間のまちづくりの中で、平成10年当時に極端な業務地化に伴って人口が減少したということに対して、住機能の確保、定住人口の確保を眼目にまちづくりを進めてきた中で、要は神田地域等々を中心として、非常に低層部のいい意味でのにぎわいが喪失してしまって、ワンルームマンションみたいな形になったり、低層部においては、駐車場とエントランスだけの、全く周辺との関係性が感じられない建物が連なったりとかという多分状況もあって、それが景観と相まってという部分も一つあるのかと思っています。

それから、今ほどホテル等が非常に多くなっているというお話を申し上げましたけれども、そういったホテルにつきましても、やはりかなり、いわゆる大規模なホテルと異なっていて、少しその周辺景観との調和とかの部分についてもなかなか意識されない中で、やはり宿泊需要が求められる中で出てきているということがございますので、その辺りは景観的な問題と都市計画的な問題、まちの今後の将来像をあわせて議論していきたいと思っています。

【西村会長】

どうぞ、中津先生。

【中津委員】

すばらしいビジョンだと思いますので、積極的に他の部局の方々とコラボレーションしていきたいと思いますし、やはりこれだけすばらしい業務地域がどんどんできていく中で、そこで働いていらっしゃる方は特に外資系の方々は多いと思うのですが、やはり自転車で通えるようなところの居住人口を増やす、夜間人口を増やす。当然それに関しては、そこで働く方々の家族の受け皿として、小学校だったり、子育て支援の施設だったり、そういうところの部局とも積極的に都市計画の議論の中で連携をとっていただければと思いますので、期待しています。よろしくお願いします。

【西村会長】

ありがとうございます。こういうことが議論できるのも区の条例なので、都では、まるで60メートル以上となると全く世界が違ってしまうので、いいことではないかと思いますが。

よろしいでしょうか。

(2) 千代田区景観まちづくり重要物件の指定継続について（九段会館）

【西村会長】

それでは、次の議題に移りたいと思います。

次の議題は、2番目、九段会館ですね。千代田区景観まちづくり重要物件の指定継続についてということで、九段会館について、事務局からご報告をお願いします。

【印出井景観・都市計画課長】

はい。事務局でございます。

報告事項の(2)ということで、景観まちづくり重要物件の継続についてということでございます。

本件については、少し機能更新の機会をとらまえる中で、景観まちづくり重要物件の廃止については景観審の対象ではあるのですが、継続ということについては、経過報告をさせていただきながらご意見を賜って、引き続き機能更新等々の際も、機能更新後も引き続き景観まちづくり重要物件として認定していくということの確認の意味も含めて、今回ご報告させていただきたいと思ってございます。

計画内容については、専門的なことを多く含んでいるということでございますので、今般、九段会館の事業者でございます合同会社ノーヴェグランド、こちらは東急不動産さんと鹿島建設さんと構成されるコンソーシアムでございますけれども、ご説明いただきたいと思います。

少々お時間をいただけますでしょうか。

※事業者入室

【印出井景観・都市計画課長】

はい。よろしいでしょうか。ご着席いただきました。

では、冒頭、経緯を担当からご説明申し上げて、引き続き事業者さんからのご報告とい

うこととございます。

【中村景観指導係長】

それでは、九段会館については、これまでの整備に関する経緯というところを事務局から説明させていただいて、その後、事業の内容については事業者から説明させていただきます。

それでは、資料5をご覧ください。九段会館本館は、平成15年に番号1番として環境まちづくり重要物件として指定されております。

1枚めくっていただいて、九段会館及び敷地の整備に関する経緯についてをご覧ください。まず、(1)の概要ですが、面積8,765.85平米。用途地域としては商業地域。建蔽率80%、容積率700%。防火地域の場所になっております。

(2)のこれまでの経緯として、平成23年3月の東日本大震災より被災し、その年の4月には廃業になりました。平成26年11月に、「日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律」が改正されたのをきっかけに、平成28年1月に「九段会館及び同敷地に関する検討委員会」が設置され、ここにいらっしゃる西村先生のほか、計6人の委員として、千代田区もオブザーバーとして参加し、計5回の委員会が開催されております。委員会の中では、区から検討会に対して要望事項、また、区議会からも検討会に対して要望書、国に対して意見書を提出されております。

別紙1に、区が検討会に示した要望図をおつけしています。

次のページになります。創建当時の建築形態だとか帝冠洋式の屋根や外観や施設内の保全であるとか、連続した歩行空間の確保や、濠側への通路確保等、ネットワークに関すること、あと、各眺望点への配慮、あと、街並みに潤いを与える樹木やオープンスペース、歴史的資源の保全活用等を要望としてお示しました。

また、前のページに戻っていただきたいのですが、それを受けて平成28年6月に検討会として報告書をまとめられております。

別紙2に概要版をおつけしております。それをもとに平成28年9月に財務省が処分方針を決定し、二段階入札という方法により事業者を決定する方向が決められ、28年11月には入札審査委員会が開催され、12月に公示がされ、一番下の2番のところですが、平成29年9月に東急不動産さんが落札をしております。

財務省さんが落札の情報を公開しているので、別紙3にその資料をおつけしておりますので、後ほどお読みになっていただければと思います。

次、3番、次の1枚めくっていただいて、現在の協議の状況ということで書かせていただいています。30年3月に財務省さんと東急不動産さんが正式に契約を締結し、財務省さんを通じて景観協議を行うよう事業者に伝えられて、今まで30年6月から、今10月ですが、3回のアドバイザー会議を行っております。

事業の内容をここで説明していただきたいと思いますので、事業者から説明をお願いします。

【西村会長】

はい。それでは、よろしくお願いいたします。

【事業者（鹿島建設）】

私、鹿島建設の瀧口と申します。設計を担当しております。よろしくお願いいたします。

では、お手元にお配りしてあります、こちらのA3の冊子で計画の概要を説明させてい

ただきたいと思います。

おめくりいただきまして、最初に、敷地の概要からになります。先ほど事前にお話もありましたけれども、1ページ目、こちらの計画地の敷地図の資料になります。計画地は九段会館のある敷地でして、北側の昭和館との間のオープンスペースを含めた整備計画になっております。敷地、商業地域に指定されておりまして、許容容積率は700%になっております。

おめくりいただきますと、次に現況図が載せてあります。現況図にて、今回の計画における九段会館の保存範囲を示しております。まち側の顔になる北面及び東面部分をメインに保存範囲としまして、それと一体化した形で新築棟を整備し、高度利用を図る計画としております。建物用途は主に事務所及び商業施設を予定しておりまして、現在、駐車スペースとして利用されています昭和館との間のスペース、こちらにも一体的に整備する予定になっております。

おめくりいただきますと、次に、地域、敷地の特性です。こちらにつきましては、東京都さんの景観計画ですとか千代田区さんの景観マスタープラン等でも地域の景観資源として高い価値がうたわれている地域でありまして、歴史資源との調和ですとか、首都としての風格、多様な眺望点からの景観への配慮等の方針が示されております。これに加えて、先ほどもお話がありまして、九段会館及び同敷地に関する検討委員会において、右図のような形で整備方針が示されております。これは先ほどご説明いただいた資料とほぼ同じものになります。

こういった整備方針を踏まえて、計画に反映させていくということで、次に、皆さんご存じかと思われるのですが、一応、主要眺望点から見られる現況写真をつけ加えております。こちらが主要眺望点から見た現況写真で、お濠側及び九段下の交差点、あと田安門側、清水門側のそれぞれから見た現況写真になります。

続きまして、ここからが本計画の景観コンセプトということでご説明差し上げたいと思います。大きくは外構計画及び保存の計画と外装の計画になります。

では、5ページの外構計画からですが、まず外構計画のコンセプトといたしましては、お濠端の緑豊かな空間を介して、街と緑、人と自然をつなぐということで、まず保存建物である九段会館と昭和館、こちらの対照的な造形を持つ建物の間を取り持つオープンスペース、こちらを整備しまして、主要視点場から保存建物への眺望を確保するために開かれた場として整備いたします。

歩道と一体となって、にぎわいのある街並みを形成する通り側と、反対側の西側になるのですが、お濠側、これはお濠側に開かれた水際にプロムナードを整備します。このプロムナードと両方の通りを整備しまして、そちらをつなぐ形で、先ほど申し上げました昭和館との間のオープンスペース及びこの南側に九段こみちを整備しまして、さらにそれらをネットワークさせていく計画、コンセプトになっております。

1枚おめくりいただきますと、そういったネットワークを実際に図示したもので、こちら主要な眺望点の方向と歩行者動線を矢印等で図示しております。エントランスの広場を起点に、お濠側を含めた回遊性のある歩行者ネットワークを整備する計画になっております。

続きまして、保存部分のコンセプト、7ページになります。こちら、基本方針としては、全て現位置で保存することを大方針とした上で、安全性、耐久性に優れた保存の方法を採択するという方針でやってまいります。

まず、九段会館の保存部分につきましては、事前の調査で耐震強度の保有というのを確認しているのですが、さらなる耐震性の向上ということで、今回は保存部分に対し

て免震化を行う計画としております。これは保存部分への影響を最小限にするために、地下1階部分、こちらを用いて中間免震という形で整備してまいります。

また、躯体のコンクリートについても今後施設を長期間にわたって利用していくために現状の調査を行い、コンクリートが劣化している部分に対しては中性化対策等を行って、耐久性を確保していく計画としております。

右側の部分、ここから外装の計画になってきますけれども、九段会館の外装を特徴づけるスクラッチタイル、こちらは全数を新たにアンカーピンで留めつけて、落下防止をする計画にしております。概ね、ほぼ、この数を現況保存という形で行うのですけれども、一部劣化している部分に関しては、今、既存の解体部分に使われているレンガ等を用いて、それで交換して復元していくという方法で整備を行ってまいります。

また、1枚おめくりいただきますと、外装についての保存のお話が続くのですが、先ほど申し上げましたタイルのほかにも、擬石ですとか、リソイド塗りという左官仕上げの部分ですとか、そういったものがあるのですけれども、これらにつきましても基本は現状、創建時の形を保存しつつ、劣化部については復元の方針に基づいて整備を進めていく形で進めていきます。

屋根の瓦についても同様です。特徴的な屋根ですけれども、こちらも最大限、現位置での保存を行いながら、一部、瓦同士にすき間等が生じている部分に関しては補修工事を行って、雨水の浸入防止、破損・落下の防止に配慮してまいります。

建具についてですけれども、こちらが創建時から一度改修が行われていまして、全て当時のサッシからアルミサッシに今、更新されております。当時はスチールサッシでできていたのですけれども。こちらについては、今回の計画で一度アルミサッシを全部外して、新たなサッシを用いながら、創建時のデザインをなるべく復元できるような形での計画を予定しております。

保存部分については以上になります。

続きまして、外装のコンセプトです。こちらについては、九段会館の風格ある意匠と調和するためということで、石張りの縦基調のデザインで全体を統一しながら新たなランドマーク性を際立たせる方向で進めております。

これにつきましては、1枚おめくりいただきまして、実際のイメージパースをご用意しております。

10ページのイメージパースが、九段交差点側から、今回の計画建物を臨んでいるパースになります。北側の面については、保存建物で使われているジャイアント・オーダーという縦基調のデザイン、フロントのデザイン、これが入り口の北側のオープンスペースに面している部分ですけれども、こういったデザインとの調和を図りながら、上層部にも展開していく。東側につきましては、既存の風格ある存在感と、このシンメトリーの調和性を上部にも受け継ぎながらつくっていきたいと考えております。

おめくりいただきまして、11ページ目ですね。こちらが少し鳥瞰からのイメージパースになります。こちらが昭和館との間のオープンスペースが見てとれると思うのですけれども、このオープンスペースを介在して、通り側とお濠側をネットワークしていきたいという形で外構計画を示している絵になります。

またおめくりいただきまして、こちらがパースの最後になるのですけれども、田安門側から見た、西面を含む立面になります。こちらは、東面とは対照的に、お濠側のいい環境に開かれた部分ですので、少しお濠の環境をなるべく建物に取り入れて、かつ映し出していくというような意匠を展開しております。

その以下には、一般図といたしまして、配置図、平面図、断面図を添付させていただき

ます。

最後に、少しページが飛びますが、最後の27ページ、こちらが簡単な現在の事業スケジュールになっておりまして、現在、実施設計を進めているところでございます。来年から九段会館本館の解体工事を始める予定でございまして、来年の7月、こちらから保存部分、新築部分ともに新築工事の着手に入ります。竣工は2022年、平成34年7月を予定しているところでございます。

簡単ですが、計画の説明は以上になります。ありがとうございました。

【中村景観指導係長】

ありがとうございました。

現在、アドバイザー会議を先ほどお話ししたように3回行っております。アドバイザーの意見として代表的なものだけお話をさせていただきます。

保存棟と新築棟の境界のデザインが一番重要だという指摘です。あと、保存棟の構成を新築棟に反映させるとなっているのですが、それが足かせにならないようにすべきである。あと北側の大きな広場、九段広場と言われているところですが、お濠側の立ち上がりも十分囲まれている感じがあるので、広がりのあるしつらえにするほうがよいということで、緑のつくり方が重要である。あと、かがやきプラザとの間の通路は九段こみちと言っているところですが、裏側にならないような計画として、人を敷地へ導くようなしつらえがよいという指摘を、今のところ、3回やった中ではされております。

今後も景観への配慮等、計画の進捗化に合わせて、適宜アドバイザー会議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

【西村会長】

ありがとうございます。今日の報告事項は、メーンは景観まちづくり重要物件の指定を継続するというので、この条件で継続がお認めいただけるかということの議論ですけれども、いろいろ関連してご質問もあろうかと思っておりますので、質問、意見等を受けたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

【坂本委員】

質問というか要望事項ですが、ここの場所は、実は環境省では千鳥ヶ淵再生プランという計画の中で管理させていただいているわけですが、この牛ヶ淵は数少ないホタルの生息地になっています。ホタルを継続していくためには暗い環境が必要になります。千鳥ヶ淵再生プランの一環として、ここの牛ヶ淵の周辺の関係の方々には、ホタルの季節については明かりをなるべく外に漏らさないようにお願いする中で、保護を図ろうとしております。

今見させていただいた計画の中で、濠側のところ、人を誘導するのはいいのですが、恐らく、夜にどう誘導していくのかとか、どう使うのかというのがあろうと思うのですが、そういった点にご配慮いただいて、できれば、例えばフットライトで必要最小限のものにするとかという配慮もご検討いただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【西村会長】

ありがとうございます。幾つかご意見やご質問を出していただいて、まとめて答えてい

ただこうかと思います。環境省から出られている坂本委員です。

ほか、ありますか。中津委員、お願いします。

【中津委員】

今のホタルの話、非常に私は日常的に体験していて、私の自宅の近くはホタルがいっぱいいたのですけれども、LEDにかえたら消えました。それに関しては土木学会で学術論文で報告がなされていますので、一度それをご確認いただければと思います。

私の質問は、もしかするとこれは事業者様というよりも行政側かもしれないのですけれども、この10ページのパースを見ると、交番は現状の位置に描いてありますが、交番はここに描かれてないですね。交番はこちらに移ってくるのでしたか。そういうことですね。

【印出井景観・都市計画課長】

まだ現時点で全て調整はついていないのですけれども、現状の交差点の交番が、都市計画道路に内堀通りがかかってしまうと。ご案内だと思えるのですけれども、移転先として、この敷地内も含めて、今、調整中ということでございます。

【中津委員】

はい、わかりました。多分そこに交番が来るという想定で私はこの絵を見せていただいているのですが、そうすると、結構見え方が変わったりするわけです。

それよりもちょっと気になっているのが、千代田区の景観行政はやはり一つ重要なポイントとしてリレーデザインということをやっています。これはただ通路をつくって通ればいいという話だけではなくて、やはり都市空間としても連結していく。防災上も重要ですし、人の活動に関しても非常に重要なことだと私は個人的に思っているわけですが、ここの昭和館の敷地境界線上に階段がどんどん上がっていきますよね。これは多分逆側から見ると、ここに擁壁というか、壁というか、この中に地下駐車場が入っているから仕方ないということだと思うのですけれども、何かこういうところの配慮というのは、今後この広場の部分が都市公園として登録されるのかどうか、詳しいことはわかりませんが、そっちに向かってもうちょっと斜面的になって、人が座りながら、ここのファサードを眺めながらお弁当が食べられるとか、何かもうちょっと壁というよりも隣の敷地同士が空間として、もう少し大きくつながるような。交番の裏になるわけですが、何かそういうつながり方は今後検討の余地はないのでしょうか。

【西村会長】

では、今の2点ですね。そこの車路の部分の裏側はどうなのかというのと、それからホタルの話がありましたけれども、何か今の段階でお答えができることがあれば。

【事業者（鹿島建設）】

すみません。先ほどの車路の階段のところですが、そちらの裏にはクスノキの大きな木がございまして、こちらを保存していく方針です。その周辺に緑を配置いたしまして、緑豊かな空間にしていこうと考えております。

それと、まだ詳細は決まっていないのですけれども、先ほどおっしゃられた、お弁当が食べられるスペースですとか、ちょっとお濠に向かって上がっていく、そういう形状にしていって、開かれたスペースにしていこうと考えてございます。

【西村会長】

ホテルは微妙な問題ですけれども、何か検討事項の中に入れていただけたらいいと思います。ただ、あまりホテルがこの場所にいるとなると、またそれを取りに来る人がいたりして、非常に難しい問題があるので慎重な検討が必要だと思いますけれども。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ、小枝委員。

【小枝委員】

登録団体の継続のお諮りなので、それについてはぜひそういう方向でと思いますが、区議会からも検討会に意見書を出させていただいたりしながら、できるだけ保存スペースの多いことを願いつつ、先生方に頑張ってもらった結果のデザインだとは思っています。

その中で700%の容積を全部使い切り、これもまた民間企業としてはやむを得ないことなのかもしれないのですが、どうなのでしょう、駐車場附置が全部やらなければいけないのかとか、何か少し隣のかがやきよりもさらに高層になっているので、ここに負荷がかかっているボリューム感を何か減らしていく努力の仕方は、企業さんだけではなくて公共も力を調整しながら何かできないのかと思って見ました。正直、屋根が落ちたからといって、躯体は全く問題のない建物でありましたので、本当はそのままということもできたと思うのです。けれども、国の流れでこれは仕方がないと考えるのであれば、何か今のきっかけに、そもそも、この三角形の昭和館ができるという、この九段坂の問題がきっかけでこの景観条例なり景観審議会ができたことを考えると、そもそも昭和館は公園敷地で、丸々広場だったところですので、本当だったら丸々広場化に向けて、上を見ると導入機能も、申し訳ないけれども、オフィスビルということを見ると、この景観審議会自体が今後の牽引役になるのだということからすると、この面を一番知っていて一番歴史的にわかっているのは西村先生であり、この会議の流れだと思うので、ここでの調整をもう一頑張りできないかと思いました。

それは例えば国への要望、東京都への要望を含めてですけれども、もしかするとこの昭和館の展示物を今度建てる中に入れていくとか、もう少し大胆な調整力をどこかが意思表示して、それを受ける受けないは先方の考えとしても、このところは非常に、皇居にとっても内濠にとっても重要なところだと思うので、それを企業さんに言うのは難しいかもしれませんが、景観団体になろうとする千代田区の踏ん張りというところをぜひ期待したいと思いますし。

あと、牛ヶ淵のお濠に面しているということからすると、雨水を還元するということがすね。今、湧水がないので、新しい水源を何とか隣接から入れていくことも、ちょっとホテルの生態系にとってマイナスならやめたほうがいいと思いますけれども、そうでなければ何らかそこもう一頑張り調整が欲しいと思って聞いておりましたが、いかがでしょうか。

【飯島委員】

関連でいいですか。

【西村会長】

どうぞ、飯島委員、お願いします。

【飯島委員】

小枝委員の昭和館との関連というのは私も非常に興味を持っていたのです。今まですごく昭和館というのは少し異質な見え方をしていたので、区民の方からもご意見もあったし、これを機会に中に入ればいいと思っていたのです。そこら辺の協議をどのようにされたのかということと、保存自体は、材質も含めて非常に努力されていると思うのです。ただ、保存をしても、その見え方が後ろとの関係でやはり保存されたものが生かされないというか、そういう見え方だと非常に残念だと思うのです。そこら辺で保存部分をただ保存しただけではなくて、その見え方が生かされる設計に、そのためには容積率との問題が出てくるのだと思うのですけれども、何とかそここのところの努力というのがされたのかどうか、そこら辺を伺いたいと思います。

【西村会長】

外からの見え方ということですね。水質の問題、それから昭和館の問題、そのこの見え方の問題がありましたけれども、ほかに何かご意見、ご質問があればと思いますが。

どうぞお願いいたします。

【石田委員】

私は隣のかがやきプラザで高齢者向けの団体の仕事をさせていただいているのですけれども、ここの部分に駐車場への出入り口があるというのは、これは設計では仕方がないことなのではないでしょうか。実は、ここを利用する人たちは、ほとんど高齢者であります。それとまた、九段坂病院の患者さんがリハビリのために散歩をする通路でもあるわけです。それを考えますと、若い人たちはほとんどここはあまり歩かないところなので、ほとんど年配の方が歩くところ。だから、その出入り口のすぐ脇に駐車場への出入り口があることが少し懸念するところであります。この辺の配慮の仕方は、駐車場の誘導する人とか、常時それをできたとしても、これは変更していただくのが一番いいと思うのですけれども、かなわないとすれば、これを安全かつ有効に使う、その辺の方策、施策があるのでしょうか。それが一つと。

それから、先ほどお濠の景観についてホテルのお話が出ましたが、この遊歩道といいですか、「お濠ウォーク」と書いてありますここに、明かりがどの程度許されるものかどうか。ここをずっと遊歩道にするのであれば、真っ暗にするわけにはいかない。私は、お濠の牛ヶ淵の夏は、ハスのきれいな花壇がある。春は桜が咲く。非常に美しい景観を守るためにホテルがそこに入ってくればいいとは思っているのですけれども、照明となると、昼間はよろしいのですけれども、夜間の照明はどの程度の明るさが許されるのかどうかこちらでもわかりませんので、そこら辺のところをもう少し詳しく教えていただければと思います。

以上です。

【西村会長】

それでは、幾つかご意見とご質問がありましたけれども、答えられる範囲で。

ありますか。では、もう1件。

【鈴木委員】

申し訳ありません。図面を見ますとちょっとわからないところが幾つかあるので、それについてご教示いただければと思います。

まず、公園部分に石碑と交番を移設するような図面に見えるのです。私はアドバイザー

ですが、この案件に関しては関わっておりません。交番のところにたしかスクラッチタイトルの公衆便所があって、それ自体、都内でもほとんど残っていないので、簡単に交番をかえますというのではなくて、こういった会議の際にはこういうものがありますということをしっかり表示した上で、それを入れ替えるのだと、交番に建て替えるのだとしっかり言っていたかないと、それはやはりまずいのではないのかということと。それと、その周辺に石碑がたくさんあると思いますが、図面を見ると、何かそれがきれいに整頓されて並べられているように見えるのですが、これは移設するというのでしょうか。やはり旧軍人会館ということで、できた経緯もそれなりにやはり歴史的な意義があると思いますので、それがどういう向きで、多分皇居との関係で向きがすごく大事だと思うのですが、それをさっと並べ直していいものかということ。それから、屋上部分に幾つか石碑や記念碑があったと思うのですが、それについての取り扱いの表記がなかったので、上の屋上部分を全部テラスカフェのようにしてしまうのか、それとももう少し静謐な祈りの場のようなイメージを持たすのかは、建物の歴史的経緯を考えると結構大事な部分だと思いますので、そういった点がアドバイザー会議でどのように検討されたかについてもご教示いただければと思います。

【西村会長】

わかりました。では、そこまで一度答えていただいて、次へ進めたいと思います。まず事務局からありますか。昭和館は事務局から答えないと、あれだと思いますが。

【印出井景観・都市計画課長】

はい。全体的なこの計画についての区としての立ち位置というか、調整についてのお話が大きなところであったのかと思っております。

先ほどご説明申し上げましたとおり、ここの建て替えについては、特別法に基づいてこの歴史的な資源の保存・活用と国公有地としての高度利用との調和を図ることになっておりまして、国有財産の高度利用、一方で、この貴重な歴史的建築物の保存という中で、この計画はかなり丁寧な手順で議論されてきたのかと認識しています。西村先生にもお入りいただいた活用計画の検討会で、なかなか厳しい議論もあったのかと認識しています。保存と活用、有効利用の中であったのか。その議論の成果と着地点ということで、その過程の中では区議会からもご意見を頂戴して、そこにご提出させていただいたところで、ぎりぎりの中の調整になっておりまして、それに基づいて整理された要求水準に対して事業者を公募したというところでございますので、なかなか、この容積等々も含めて見直すのは、なかなか区としても、あるいは当然底地の地主の財務省さん、公募した側の立場としても非常に難しいのではないかと。基本的にはこの中で進んでいくということかと思えます。事業者の公募に当たっても、学識の景観都市計画さまざまな分野の先生にご参加いただいて決めた経緯がありますので、その辺り、抜本的なところについてはそういう状況なのかと。区が言う立場なのかどうかというのはありますけれども、そのように認識しております。

それから、私どもから申し上げるものとしては、一つ、事業性、有効活用、高度利用と保存との関係も一つありましたけれども、石田委員からお話がありました駐車場については、要はこの歴史的な建築物として現状保存がいいのだと、一旦解体して復元という手法もあるのだけれども、現状保存を我々としても強く望む中で、やはりここのところに駐車場の車路をつくるというのはやむなしという経緯があったのかと思っております。例えばもう少し真ん中辺になると、どうしてもそのところを抜かなければいけないということ

になったりするので、そういう状況なのかと。その辺は補足で事業者さんから説明いただければと思っております。

それからあと、先ほど若干ご説明申し上げました照明についての考えですとか、石碑について、あるいは現状の私設の公衆トイレの状況については、事業者さんからコメントいただけますでしょうか。あと、雨水の利用の可能性はあるのかどうか。

【事業者（鹿島建設）】

まず雨水の利用からですが、これにつきましては、建物にこの敷地に降った水の活用を、今、皇居の外苑事務所さんとお濠に流すことは可能かどうかも含めて協議させていただいております。やはりあまりきれいな水を流し過ぎると、水質が逆に浄化されることで今の生態系を変えてしまうという問題もあるようですので、その辺りは時間をかけて慎重に協議していきましょうということで今進めさせていただいております。

【西村会長】

ほかの点はいかがでしょう。石碑、それからパーキングの車路。

【事業者（鹿島建設）】

建物の景観、見え方についてですが、今回の計画の趣旨といたしましては、いろいろこういった歴史的建築物の保存、幾つか事例でやられている件も多いと思います。多くがそれに対して対比的なデザインをとってみたいですが、より象徴的なものを配置させていく形でやられている事例も多いかと思うのですが、今回計画につきましては、意匠的なテーマといたしまして、なるべく保存建物を尊重する形で、調和に基づきながらも主張を抑えて背景になるようなイメージを含めて、デザインを進めてまいった次第でございます。

【事業者（鹿島建設）】

あと、駐車場の件でございますけれども、先ほど仰せられましたとおり、現位置保存ということを考えますと、車路の位置をあの位置にするのはやむなしということで、我々としても判断してございます。

ご指摘のとおり、かがやきプラザさんのご利用者の方にご不便をかけることは本当に申し訳ないと思っております。今月末にかがやきプラザさんのご利用者の方に説明会をさせていただきまして、どのような運用をしていけば皆さんが快適に過ごせるかを協議させていただく場を何度か設けさせていただきたいと思っておりますので、そちらでご意見いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

【石田委員】

はい。よろしくお願いいたします。

ここは、前、レストランだったところへのアプローチなのではないでしょうか。それを駐車場に活用するということですね。

【事業者（鹿島建設）】

そうでございます。

【石田委員】

そうすると、横断歩道はこちらに移るわけですか。これも問題だったのですね。

【事業者（鹿島建設）】

はい。横断歩道も少し、そこもご指摘いただいております、そこも含めて横断歩道を通っていただいた方が車路の前を通られることについてご懸念を頂戴しておりますので、申し訳ないのですけれども、運用でどのようにやっていくかをご相談させていただきたいと思っております。

【石田委員】

十分に安全に配慮していただければと思います。

【事業者（鹿島建設）】

はい。かしこまりました。

【石田委員】

看護婦さん付きで、リハビリで歩かれる方が随分多いのですね。ですから、その辺も事故がないように配慮していただければと思います。

【事業者（鹿島建設）】

かしこまりました。ありがとうございます。

【西村会長】

広場はいかがでしょうか。広場に関して、何かありますか。

【事業者（鹿島建設）】

広場に設置しております石碑につきましては、今、現状でございます位置からは計画にあわせて移設するというので、協議を進めさせていただいております。ただ……

【鈴木委員】

どこと協議をされているのですか。

【事業者（鹿島建設）】

それは関東財務局さんとの協議でございます。ある程度、保存されますクスノキの周りに設置されているものが多くございますので、その近くでなるべく配置することを考えております。現位置で配置できるものについてはもちろんそのままということも考えてございます。屋上につきましては、天皇陛下にご来所いただいたときの石碑がございしますが、それにつきましてはそのままの位置で保存するというのを考えてございます。

また、交番を建設予定地としています、もともと公衆便所だったところなのですが、公衆便所自体は劣化しております、今はもう使われていないという状況の中、一部道路側の擁壁にもともと靖国神社の一部であったれんが積みの塀がございします。そちらについては全て残せるかはまだ確認がとれていないのですけれども、結局それについては残していきたいと。また弥助砲もその位置に設置されておりますので、極力その位置で残していきたいと考えてございます。

あと、お濠ウォークの夜の照明につきましてですけれども、これは、今現在、夜にこのお濠ウォークを自由に通行していただくのか、それともある程度時間を制限して、夜間については照明を落としてしまうのか、運用も含めて、検討をこれからさせていただきたいと思います。ただ、コンペ時点からホタルの生息については我々も注視しておりまして、極力その環境を守るということでご提案もさせていただいておりますので、これについては十分な検討を重ねて、照明についてもホタルの生息に害しないような形で実現していきたいと考えております。

【西村会長】

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

私から、これは継続案件なのでその点少しお伺いしたいのですけれども、中に保存された部分に一般の人がどれぐらい入れて、内装部分をどう鑑賞できるのか。そしてまた、その外に、新しいロビー部分、新しい建物がありますよね。そことの関係みたいなもの、内装関係で歴史的な建物がどう扱われるのかに関して少し説明していただければと思いますけれども。そのほかの何かご意見やご質問があればと思います。

では、もう一点。

【大江副会長】

重ねて、よろしいですか。南側の九段こみちとの関連で、先ほどの車路との関係もちょっと絡むのですけれども、6ページの外構計画を見ますと、多分この九段坂病院との間の赤点破線の部分が敷地境界だと思うのですけれども、九段こみちの計画は、半分は相手方の九段坂病院の敷地を利用しながら、植え込みもそちらと重ね合わせて考えてあって、それは相手方と調整しながらやるとか、何かそういうことになっているのでしょうか。というのが第1点です。

それから、細かいことですけれども、よく見てみると、先ほど問題になっていた車路の幅とその横にある歩路、歩く道の幅の比率が13ページの平面図と違っているような感じですか。1メートルぐらい外構計画の歩路が広いように思うのですけれども、その辺の細かいところはどうか。

ついでに先ほど西村委員長が言われた1階の使い道ですけれども、今13ページの平面図のちょうど内堀通りに面している側の用途というか、部屋の名前が全然書いていないのですが、それとも絡むと思います。西村会長の意見と合わせてお答え願えればと思います。

【西村会長】

そこまででよろしいですかね。

もう一点。はい、どうぞ。では、そこまでで答えていただきます。

【鈴木委員】

先ほどの件ですけれども、屋上のところに護国神社の社殿と乃木大将の碑が、そのほかにもあったと思うのですけれども、それは撤去するということでしょうか。そこは何か、政治的な発言ではありませんけれども、ある時代のある一時期の物の考え方を表すものですよね。ですから、反省とその時代の証左というか、そういった意味も込めて、もう少し丁寧に扱ったほうがいいのではないかと思います。石碑の位置を変えることについても、それなりに考えられてその場所に置かれた気もいたしますので、そこはもう少し検討の余

地があるのではないかと。トイレ等についても、都内にもほとんど残っていないので、簡単に壊すのか、それとも部材を再利用するのか、いろいろと手はあると思いますので、もう少しアドバイザー会議でもそういった点をご検討いただけたらと思います。

【西村会長】

では、3人の質問に、細かいところですけども、よろしいでしょうか。お願いいたします。

【事業者（鹿島建設）】

では、まず建物の用途構成でどこまで一般の方にお使いいただけるのかの観点のお話をさせていただきます。

13ページをご覧くださいまして、先ほどご指摘いただきました保存のところですね、内堀通り側の青い部分、こちら文字が書いてございませんでしたが、シェアオフィスという、こちらの……

【大江副会長】

つながっているんですね。

【事業者（鹿島建設）】

すみません。大きいところに書いてございますけれども、これと同じ用途でございまして……

【大江副会長】

ぐるぐるとシェアオフィスが回っていく。

【事業者（鹿島建設）】

そうでございます。昨今よくございますけれども、コワーキングができたりですとか、会員制にはなるのですけれども、自由に仕事ができるようなスペースと考えてございます。今こちらに描いてございます薄いブルーの色のところです。薄いブルーのところにつきましては、オフィスの動線、商業の動線、皆様の動線ですので、一般の方が入ってこられるところでございます。ですので、こちらについてはご覧になっていただけますし、あと黄色く薄く塗っているところがございしますが、こちらに保存される階段があったりします。こちらも自由に一般の方が見られる……

【大江副会長】

クリーム色のところ。

【事業者（鹿島建設）】

はい。クリーム色のところもご覧になっていただけるスペースでございます。ピンクのところが店舗でございますので、こちら、店舗利用者の方も当然ご覧いただくことができます。

1階につきましてはそういう考え方でございまして、上層階につきましても、例えば18ページをご覧いただきたいのですが、こちら「カンファレンスセンター」と書いてございますが、低層階に一部、カンファレンスセンターという集会所みたいなものの用地にし

てございます。こちらはどういうものかという、集会所だったりですとか会議室だったりですとか、時間で借りていただいております場所でございます、保存される真珠の間、鳳凰の間、いわゆるホールのところです。そちらにつきましても、時間で借りていただければ一般の方もご利用いただけます。

それと、屋上でございますけれども、21ページの図をご覧くださいますと、昔、ビアガーデンがございました屋上でございますけれども、こちらの店舗をこちらに面して置くことにしてございまして、こちらの店舗のご利用者、それから一般の方々も、こちらの、昔、ビアガーデンがあったお濠が見えるほうの屋上については皆さんお入りいただけるしつらえにしようと考えてございます。

内堀通り側につきましては、動線の関係上、ある特定のユーザーにお見せする場所になるかと思います。

【大江副会長】

左側の薄ブルー、屋上のところは未定ということですか。

【事業者（鹿島建設）】

そうです。21ページの左側の薄ブルーのところはオフィスと動線がついてございますので、オフィスユーザーが行ける場所と考えてございます。ですので、基本的に動的保存とご指定いただきましたので、なるべく一般の方にお入りいただける場所をつくっていている考えでございます。

【事業者（鹿島建設）】

屋上にございました護国神社の社のことですが、基本的には御霊は抜かれておりまして、調査委員会の報告書で解体を含めて協議できるということで、靖国神社様にお伺いを立てまして、靖国神社様で一部保存される状況で、基本的に外部といいますか、形自体は解体する方向で今進めさせていただいております。

車路の幅で図面が食い違っているのではないかとということにつきましては……

【大江副会長】

その前に、九段坂病院との何か重なり合った話も含めてお願いします。

【事業者（鹿島建設）】

そうですね。赤い線が敷地境界線でございます。この部分は、九段坂病院さんは免震建物になってございますが、その部分の空地も含めて一体的な広がりでは整備できないかということで今これを書かせていただいております。ただ、この部分については、具体的な協議を、まだかがやきプラザさんと打ち合わせを始められているわけではございません。これからという状況でございます。

【大江副会長】

これは非常に大事なところですね。この歩いていく道は、先ほどの13ページで見ると、建物の下をずっと歩くのですよね。上には建物が出っ張っていて。だからこそ余計広がりという意味で九段坂側が全く何もしなされていないとすごく狭苦しい道になってしまうので、何とか協議しながら進めていただけることを希望します。

【事業者（鹿島建設）】

そうですね。かがやきプラザ様も狭い路地空間になっておりますので、その辺りを空間共有できれば広がり生まれるのではないかとということで、お話をこれからさせていただければと希望しているところでございます。

車路につきましては、これは警視庁と交通協議、安全協議をさせていただいているところでございまして、現状、車路の幅としては13ページが協議の中で進んでいる広さご理解いただければいいかと思います。

【大江副会長】

たしか基準法だか東京都の安全条例だかは忘れましたが、往復車路の場合は5.5メートルというのがあって、それ以上広げなさいという指導か何かがあるのでしょうか。

【事業者（鹿島建設）】

やはり5.5メートルというのは法にのっとった最低の基準ではございますが、やはり警視庁さんとしては、車がすれ違うときに車間の幅、それとか壁の幅、そういったものをやはりこういう大規模な建築物については確保してもらいたいという指導をされていまして……

【大江副会長】

ぜひお願いしたいのは、警視庁もそうでしょうけれども、自動車がスムーズに通れるということを前提に話がいつも進むのだけれども、今、時代は逆で、人間がゆっくり歩いて、残りを自動車がそろそろと走る時代に入っていると思うのです。だから、結構広い自動車道路が再開発なんかでも、ほとんど車が通っていないのになぜ人間がこんなに犠牲にならなくてはいけないかという場面がたくさんあります。ここに警視庁の方がおられないので私が幾ら言っても伝わるのかどうか心配ですけれども、何とかそこを主張されて、もともとの法では5.5メートルあればいいのだから、自動車がゆっくり走りなさいという考えだということをぜひ主張してください。これからの時代の人間と車の関係はまさにそれだと思います。多分設計されている皆さんもそれを感じながらやられているだろうと思いますので、その本心を思い切りぶつけていただきたいと思います。

【西村会長】

ありがとうございます。かがやきプラザの側とも協議されるということで、多分かがやきプラザのユーザー側からしても、そこは、車路は狭いほうがいいという意見が出ると思うので、事業者だけの意見ではないということで、うまく……

【大江副会長】

だと思います。先ほどの安全のことも

【中津委員】

少なくとも歩行者用の舗装材を、見た目で見分けるようにしてほしいですね。

【西村会長】

はい。ありがとうございます。
何か事務局からありますか。

【印出井景観・都市計画課長】

事務局から少し補足をさせていただきます。

本日の主題は景観まちづくり重要物件としての継続についてのご報告とご意見だったのですが、やはり現実には、今、景観アドバイザーに基づいて、この計画についてのさまざまな指導、助言をしておりますけれども、それにまつわるご意見も出たのかと思っております。それから、景観との関係性も含めて、この計画に対する要望についてのご意見も出たのかと思っております。引き続きそちらにつきましては、景観協議はまだまだ重ねておりますので、本日出されましたご意見も踏まえながら、景観アドバイザーとともに景観協議を進めていったり、そのほかのさまざまな解決しなければならない課題もありますので、それについては関係のところと連携をとりながら、また必要に応じて経緯・経過を審議会にもご報告させていただきたいと思っております。

【西村会長】

ありがとうございます。

それでは、時間も来ましたので、この件に関してはこれで終わりにしたいと思っておりますけれども、ご意見を伺っていると、継続することに関しては皆さん同意していただけるということで、むしろその先のことにいろいろな注文がついたと理解しておりますので、指定の継続はここでお認めいただいたとしたいと思います。

また、この後、登録文化財の可能性があると聞いておりますので、当面指定を継続させていただいて、建物の計画が見えてきた段階や建設が始まった段階で、またアドバイザー会議等の結論も踏まえて、また審議会メンバーの見学会などを計画していただければ、それをもとに、またさらに議論ができると思いますので、よろしく願いしたいと思っております。

よろしいでしょうか。

※全委員了承

【西村会長】

それでは、この件はこれで終わりたいと思っております。事業者の方々、どうも、説明をありがとうございました。終わりましたので、事業者の方々にはご退席いただければと思います。

※事業者退室

(3) 千代田区景観まちづくり重要物件の指定継続について（お茶の水橋）

【西村会長】

それでは、報告事項の（3）に行きたいと思っております。

景観まちづくり重要物件指定継続（お茶の水橋）についてです。よろしく、事務局からお願いします。

【印出井景観・都市計画課長】

事務局でございます。

景観まちづくり重要物件の指定継続、今度は橋梁でお茶の水橋。これについては今般工事を実施します。それに当たりまして、引き続き継続するかどうかについてのご報告とご説明になります。

担当からご説明を申し上げます。

【中村景観指導係長】

それでは、資料6になります。お茶の水橋についての景観協議の状況も含めて説明させていただきますと思います。

お茶の水橋は、平成19年に景観まちづくり重要物件43号として指定されております。

1枚めくっていただきまして、お茶の水橋の今回の補強工事の概要が書かれているA3の紙です。

橋梁の概要ですが、橋長が80メートル、幅員22メートル、竣工が昭和6年5月の3径間鋼ラーメンゲルバー橋でございます。

これまでの景観協議の経緯ですが、基本設計の始まる平成28年度から始まりまして、これまでに10回行われております。そのほかにも景観への配慮方法の相談に構造の専門家に聞き取り調査だとか相談等も行っております。

主要な工種としては、左下の部分の色で囲まれた部分にあるように、一つ目が老朽化した橋の補修・補強。二つ目が架設当時の復元。3番目がバリアフリー化。4番目が環境配慮という、この四つの視点で工事を計画しています。

その中で景観への配慮として、補強材はできるだけ目立たない補強とすることや、高欄デザインを既設のものと同様にすること。架設当時の橋梁照明を復元し、架設当時の橋梁色に復元するなど、アドバイザー会議で指摘された内容を配慮した形の計画となっております。

まず、整備イメージ、右の下の絵を見ていただければと思います。現在の橋梁と整備後と比較したものになりますが、一部補強部材が上の「P1、P2橋脚断面図」と書かれた図をご覧ください。図の赤い線のように補強材が設置されていますが、下の今のイメージ図のように、色彩も含めてあまり目立たない最小限の補強になっております。この構造については、アドバイザー会議の中で構造体を、もっと補強が必要だったのですが、補強の専門家に聞いた結果で、このように最小限の補強にするようにしております。

また、下の合成写真の部分です。橋梁の上の部分、舗装の部分についても高欄や橋梁灯が復元されて、色彩も架設当時のものに復元されて、景観への配慮がされております。

以上が工事としての説明になります。

【西村会長】

はい。ありがとうございます。

それでは、この重要物件の指定継続について、何かご意見、ご議論等ありましたら。どうぞ。

【三友委員】

日本大学の三友です。毎朝、お茶の水橋を通らせていただいている者です。既にかんりの協議やアドバイザー会議もされていて、既にお話が出ているかと存じますが、あえて申し上げます。

皆さんご存じのとおり、丸ノ内線御茶ノ水駅とJR御茶ノ水駅の乗り換えでたくさんの方がお茶の水橋を行き来されています。そのような中でちょっと立ち止まらなくてはいけ

ない場面がございます。資料に書かれていますように、聖橋が非常にすてきに見える場所なので、国内外の観光客の方が橋の途中で立ち止まって写真をお撮りになっっていることがあります。ただ、そこに滞留する方がいると、横断歩道で信号が変わるのを待つ方が歩道から溢れそうになり、文京区側の病院には救急車の出入りもかなりありますので、非常に危ない状況であると言えます。拡幅されるということでしたが、現状のようにすべてが移動のための動線となってしまうと、写真を撮影するような良い滞留を阻害してしまうのではないかと危惧しております。その辺りをご検討いただければと思います。

今の話に関連しますが、近隣の病院に行かれる方というのは、お具合が悪かったり、高齢の方だったりします。非常にゆっくり歩かれていたり、途中途中で休みながら歩かれていたりして、現状では、先を急ぐ人達にぶつかられそうになりながら歩いていらっしゃるような危ない光景を目にしております。動線と滞留の区分けを含めて、動線も急ぐ方とゆっくり歩く方の区分けと言いますか、うまく譲り合うような形を目指していただけたらと思います、述べさせていただきました。

以上です。

【西村会長】

道路断面に関しては、どういう議論がされているのでしょうか。

【中村景観指導係長】

道路断面については、基本的には病院への通院のお客さんのための要望だとか、そういうのを踏まえた幅員を計算して、そういうもので対応しています。また高欄に、今回、重要物件なのですけれども、現代にもそういう通院の方に使っていただけるように手すりも実際につけて今回整備しますので、アドバイザー会議の中ではそういう議論はあまりなかったのですけれども、道路の計画を考えるとときにそういう議論があって、そういう手すりをつけたりということを考えております。

【印出井景観・都市計画課長】

三友先生からのご指摘は、やはり景観と少し聖橋の視点場と、あと、橋が、ある種の居場所というか滞在場所になるという少し幅広い観点からの景観に関連したご意見かと思っています。

これまでアドバイザー会議の中では、先ほど担当から申し上げたような形での指摘、助言があったところですが、幅員構成等々に関する、道路構造に関することに向けて、一旦今日のご意見を受け止めさせていただいて、そういった視点から検討が何かできるのかどうかについて、投げかけをしていきたいと思っております。

【大江副会長】

ここは区道ですか。

【中村景観指導係長】

区道です。

【大江副会長】

そうすると、車道なども4車線なら、もう少し狭めたいですね。何とか努力いただけ

ないでしょうか。先ほどの話の続きですけれども。片側は5メートル以上歩道があつていいけれども、反対側が随分厳しいことになっていますよね。

【西村会長】

はい。

どうぞ、伊藤委員、お願いします。

【伊藤委員】

ちょっとわからなかったところがあつたので教えていただきたいのですけれども、舗装の打換えと書いてあるのですが、どういう考え方でどういう素材になるのか。特に歩道ですけれども。ということが1点と。

それから、右下の整備イメージというのを見ると、ガードレールが違うものに変わっているように見えるのですが、道路景観を考えるとときにいつもガードレールだけが標準のものがどうしてもつけられてしまって、それがいろいろ壊していることもあるのですが、これがどうなるのかというのを教えていただけますでしょうか。

【中村景観指導係長】

歩道の舗装については、基本的に明大通りという通りがありまして、それにつながる橋になっておりますので、基本的には保水性のカラー舗装を使うような形……

【伊藤委員】

カラーコンクリート。

【中村景観指導係長】

そうですね。保水性のブロックです。

【伊藤委員】

保水性のブロック。

【中村景観指導係長】

ガードレールというのは、多分防護柵ですか、高欄の内側に歩道の部分ですが、これについては、構造的に車の衝突を止めないといけない、その構造自体は確保しないといけないということで、このものというのが大体なのですが既製品である程度決まっていますので、その辺は色だとかそういうものを工夫して、景観協議の中でもそういう指摘があつて、色等については検討できるかというところになっています。

【伊藤委員】

今、検討中の段階。もう、これで大体決まりということですね。

【中村景観指導係長】

そうですね。

【伊藤委員】

わかりました。

【西村会長】

ありがとうございます。
ほか、いかがですか。鈴木委員。

【鈴木委員】

法政大学の福井先生とアドバイザーを担当したのですけれども、確かにどちらかという
と補強材がかなりたくさんついているのを減らすところに議論の視点がありましたので、
三友先生のご指摘ももっともな部分もあるかと思います。

その際に、J R側が線路の部分については物が下に落ちないように高いフェンスの設置
を要求していて、それは何とかならないものかという議論があったと思うのですけれども、
そこの部分については高いフェンスはもう設置しなくてもよいということになったという
理解でよろしいでしょうか。

【中村景観指導係長】

ちょっと確認をしないといけないのですけれども、最終的にはそうなったと私は聞いて
おります。確認します。すみません。

【大江副会長】

それも、どうしても要るなら、高くしないで、下に水平材を出したほうがまだいいです
よね。鉄の網などをかけて。

【鈴木委員】

かなり高いものを要求されていると聞いたので、それは何とかならないのかというご意
見だけは出させていただきます。

それから、防護柵の色彩については、何か図面上で見ると、やや転落防止の柵との色の
違いが少し際立って見えるのですが、その辺りは最終的には色の専門家のアドバイザー等
もいらっしゃるので……

【中村景観指導係長】

色の専門家のアドバイザーにも聞きまして、高欄と橋梁の色と、既存の既製品のもので
色は決まってはいるのですけれども、それで一応決めてあるようになっています。

【西村会長】

それだけでなくて。

【鈴木委員】

多分これはカラーコピーなので、なかなかはっきりしない部分がある。

【中村景観指導係長】

そうですね。何点もこういう色だというものを比較して、最終的にはこういうもので、
少し見にくいのですけれども。

【大江副会長】

何となく、オリーブ色でいい色なのかとも見えるけれども、印刷だからわからない。

【西村会長】

そうですね。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

どうぞ、小枝委員。

【小枝委員】

すみません。光のところがどうかということで、指定継続についてはもうそのとおりのと思いますが、光のあり方についてLEDを活用することになっています。今、白色系のLEDは、昆虫や、ひいては人体にも有害という話がアメリカのほうから、まだ定着はしていないのですけれども、実験が進んでいるということもあります。先ほどのホテルとは関係がないかもしれませんが、光のあり方についても、区民の方から、非常に今、LEDの白色系の活用で目が大変疲れるということをおっしゃってレポートなどもいただいたので、その辺はまだ日本では固定的な見解が出ていないのかもしれませんが、人体実験になってしまうといけないうので、あまり有害性が指摘されているものは使わないでいただきたいということです。広く言えば景観事項だと思いますので、よろしくお願いします。

【西村会長】

その辺のLEDの色温度の議論はされているのですか。何ケルビンだとか。

【中村景観指導係長】

そこまでは議論の内容としてはなかったですけれども、その辺は担当部署にも今あった意見はお伝えして。

【西村会長】

そうですね。皇居外苑がLEDになったのですけれども、そのときやはり色温度をいかに落とすかと。3000ケルビンぐらいまで落としたのだと思うのです。最近、やはりそういうものが製品化もされているので。というときの議論があるので、色温度はもう少し落ちる、もう少し黄色に近い色になる可能性が高いと思いますので、それも周りとの関係の中で決めていかないといけないのですけれども、よろしく検討していただきたいと思います。

ほか、ありますか。どうぞ。

【石田委員】

今、照明の温度のことでお伺いしていて気がついたのですけれども、私も地元で、近くに住んでおる者なのです。万世橋のたもとから、ずっと川を神田側に行きますと、聖橋、お茶の水橋としてあるわけですが、例えば万世橋の上の照明ですが、私、照明のことは素人でよくわからないのですけれども、オレンジの本当にきれいな色がついていて、遠目にも本当にきれいなのです。これがまた違う照明があちこちでばらばらについていて、統一感がないというのは、非常にいつも気になっていたところでもあります。それで、万世橋はLEDを使っているのでしょうか、それとも普通の電球を使っているのでしょうか。よくわからないのですけれども、あの明かりは非常にぬくもり感があって私は好きなのです。

そういうのは使えないのですか。オレンジ色の、明るい、本当に温かい……

【中村景観指導係長】

ナトリウムとはまた違う。ナトリウムですかね。

【石田委員】

あれは普通のですかね。

【中村景観指導係長】

オレンジだと、通常はナトリウム灯ですね。ですので、万世橋のところは調べてみないとわからないですけれども。

【石田委員】

マーチエキュートから、ずっと昌平橋を渡って聖橋ですけれども、聖橋も違うと思うのです。ですから、やはり景観デザインとしては、同じような色合いを使ったほうがいいと思うのですけれども。

【中村景観指導係長】

どんなものを使っているかというのも、ちょっと確認……

【石田委員】

はい。お調べいただいたほうがいいと思うのです。

【中村景観指導係長】

はい。

【西村会長】

ぜひ、夜間景観は、今度は都が改定すると言っているわけですから、夜間のインフラ、橋の照明が統一感があるようなものは大きな課題になると思いますので、いずれにしても千代田区の景観計画の中に入れていくことになるので、今のご指摘もあるので、そのことを少し考えていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

ほか、ありますか。

※全委員なし

【西村会長】

はい。なければ、全体としては、この指定継続に関してはご異論がないと思いますので、このまま進めたいと思います。よろしいでしょうか。

※全委員了承

【西村会長】

ありがとうございます。

4. その他

【西村会長】

次は、4でその他ですけれども、何か事務局はありますでしょうか。

【印出井景観・都市計画課長】

会長、事務局でございます。

その他ということではございませんけれども、今後の日程です。

今、景観審に具体的にお諮りするプロジェクトとしての案件というのは、スケジュールが決まっているものはございません。ただ、冒頭ご報告しました景観行政団体の移行、その進捗によっては今年度中にお集まりいただくようなお声がけをする可能性はございますので、そこだけご承知おきをいただきながら、今の段階では次回いつやりますという日程についての予告はできない状況でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

【西村会長】

ありがとうございます。それでは、つなぎ条例の審議をよろしくお願いしたいと思えます。

よろしいでしょうか。

それでは、これで全ての議事が終わりましたので、平成30年度第1回千代田区景観まちづくり審議会を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。